

介護報酬の算定構造

介護サービス

I 指定居宅サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 訪問介護費
- 2 訪問入浴介護費
- 3 訪問看護費
- 4 訪問リハビリテーション費
- 5 居宅療養管理指導費
- 6 通所介護費
- 7 通所リハビリテーション費
- 8 短期入所生活介護費
- 9 短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費
 - ハ 療養病床を有する診療所における短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費
 - ホ 基準適合診療所における短期入所療養介護費
- 10 特定施設入居者生活介護費
- 11 福祉用具貸与費

II 指定居宅介護支援介護給付費単位数の算定構造

居宅介護支援費

III 指定施設サービス等介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護福祉施設サービス
- 2 介護保健施設サービス
- 3 介護療養施設サービス
 - イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス
 - ロ 療養病床を有する診療所における介護療養施設サービス
 - ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

□ 療養病床を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分			注						注	注	注	注	注
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)看護<6:1>介護<4:1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>	経過的要介護 (534 単位)	-25単位	×70/100								
			要介護1 (701 単位)										
			要介護2 (811 単位)										
			要介護3 (1,049 単位)										
			要介護4 (1,150 単位)										
	b.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>		経過的要介護 (618 単位)										
			要介護1 (832 単位)										
			要介護2 (942 単位)										
			要介護3 (1,180 単位)										
			要介護4 (1,281 単位)										
	(二) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)看護<6:1>介護<5:1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)<従来型個室>	経過的要介護 (498 単位)										
			要介護1 (641 単位)										
			要介護2 (750 単位)										
			要介護3 (910 単位)										
			要介護4 (1,066 単位)										
b.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)<多床室>		経過的要介護 (582 単位)											
		要介護1 (772 単位)											
		要介護2 (881 単位)											
		要介護3 (1,041 単位)											
		要介護4 (1,197 単位)											
(三) 病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)看護<6:1>介護<6:1>	a.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅲ)<従来型個室>	経過的要介護 (473 単位)											
		要介護1 (611 単位)											
		要介護2 (722 単位)											
		要介護3 (873 単位)											
		要介護4 (1,030 単位)											
b.病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅳ)<多床室>		経過的要介護 (557 単位)											
		要介護1 (742 単位)											
		要介護2 (853 単位)											
		要介護3 (1,004 単位)											
		要介護4 (1,161 単位)											
(2) 病院療養病床経過短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床経過短期入所療養介護費(Ⅰ)<従来型個室>		経過的要介護 (534 単位)										
			要介護1 (701 単位)										
			要介護2 (811 単位)										
			要介護3 (919 単位)										
			要介護4 (1,010 単位)										
	(二) 病院療養病床経過短期入所療養介護費(Ⅱ)<多床室>		経過的要介護 (618 単位)										
			要介護1 (832 単位)										
			要介護2 (942 単位)										
			要介護3 (1,050 単位)										
			要介護4 (1,141 単位)										
(3) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅰ)<ユニット型個室>		経過的要介護 (625 単位)										
			要介護1 (835 単位)										
			要介護2 (945 単位)										
			要介護3 (1,183 単位)										
			要介護4 (1,284 単位)										
	(二) ユニット型病院療養病床短期入所療養介護費(Ⅱ)<ユニット型準個室>		経過的要介護 (625 単位)										
			要介護1 (835 単位)										
			要介護2 (945 単位)										
			要介護3 (1,183 単位)										
			要介護4 (1,284 単位)										
(4) 特定病院療養病床短期入所療養介護費(1日につき)		(760 単位)											
(5) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算(1日につき 12単位を加算)												
	(二) 栄養士配置加算(1日につき 10単位を加算)												
(6) 療養食加算		(1日につき 23単位を加算)											
(7) 緊急短期入所ネットワーク加算		(1日につき 50単位を加算)											
(8) 特定診療費													

□ : 特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。

※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

二 老人性認知症患者療養病棟を有する病院における短期入所療養介護費

基本部分		注					注	注
		利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合	看護職員が基準に定められた看護職員員数の20/100を超えて得た数未満の場合	医師の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数の50/100を超えて得た数未満である場合	医師の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数の60/100を超えて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に對して送迎を行う場合
(1) 認知症患者短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	経過的要介護 (833 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			要介護1 (1,035 単位)					
		a 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護2 (1,102 単位)					
			要介護3 (1,169 単位)					
			要介護4 (1,237 単位)					
	b 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	経過的要介護 (944 単位)						
		要介護1 (1,146 単位)						
	一般病棟	(二) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ) <4:1>介護(4:1)>	経過的要介護 (766 単位)	×70/100				
			要介護1 (977 単位)					
		a 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護2 (1,048 単位)					
要介護3 (1,118 単位)								
要介護4 (1,189 単位)								
b 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	経過的要介護 (850 単位)							
	要介護1 (1,108 単位)							
(三) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅲ) <4:1>介護(4:1)>	(一) 経過的要介護 (743 単位)	×70/100						
								要介護1 (948 単位)
	a 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護2 (1,017 単位)						
		要介護3 (1,085 単位)						
		要介護4 (1,154 単位)						
b 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	経過的要介護 (827 単位)							
	要介護1 (1,079 単位)							
(四) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅳ) <4:1>介護(4:1)>	(一) 経過的要介護 (730 単位)	×70/100						
								要介護1 (932 単位)
	a 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護2 (999 単位)						
		要介護3 (1,066 単位)						
		要介護4 (1,134 単位)						
b 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	経過的要介護 (814 単位)							
	要介護1 (1,063 単位)							
(五) 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅴ) <4:1>介護(4:1)>	(一) 経過的要介護 (688 単位)	×70/100						
								要介護1 (870 単位)
	a 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護2 (1,332 単位)						
		要介護3 (1,397 単位)						
		要介護4 (1,465 単位)						
b 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	経過的要介護 (668 単位)							
	要介護1 (870 単位)							
経過措置型	(一) 経過的要介護 (870 単位)	×70/100						
								要介護1 (937 単位)
	a 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護2 (1,004 単位)						
		要介護3 (1,072 単位)						
		要介護4 (1,139 単位)						
b 認知症患者型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	経過的要介護 (779 単位)							
	要介護1 (981 単位)							
(2) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	経過的要介護 (870 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
		要介護1 (772 単位)						
		要介護2 (839 単位)						
		要介護3 (906 単位)						
		要介護4 (974 単位)						
	(二) 認知症患者型経過型短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	経過的要介護 (654 単位)						
		要介護1 (903 単位)						
		要介護2 (970 単位)						
		要介護3 (1,037 単位)						
		要介護4 (1,105 単位)						
(3) ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	経過的要介護 (946 単位)	×97/100				
			要介護1 (1,149 単位)					
		a ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護2 (1,216 単位)					
			要介護3 (1,283 単位)					
			要介護4 (1,351 単位)					
	b ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	経過的要介護 (946 単位)						
		要介護1 (1,149 単位)						
	一般病棟	(二) ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	経過的要介護 (857 単位)	×97/100				
			要介護1 (1,111 単位)					
		a ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護2 (1,182 単位)					
要介護3 (1,252 単位)								
要介護4 (1,323 単位)								
b ユニット型認知症患者短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型個室>	経過的要介護 (857 単位)							
	要介護1 (1,111 単位)							
(4) 特定認知症患者短期入所療養介護費(1日につき)	一般病棟	経過的要介護 (760 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
								要介護1 (857 単位)
								要介護2 (928 単位)
								要介護3 (999 単位)
								要介護4 (1,070 単位)
(5) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)	×70/100						
								(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)
(6) 療養加算 (1日につき 23単位を加算)								
(7) 緊急短期入所ネットワーク加算 (1日につき 50単位を加算)								
(8) 特定診療費								

※ 緊急短期入所ネットワーク加算を算定する場合は、超過定員減算の適用について要件の緩和を行う。

3 介護療養施設サービス
イ 療養病床を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分			注					注						
			夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合 又は	介護支援専門員の員数が基準を満たさない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	
(1) 療養型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護<6:1>介護<4:1>	要介護1 (671 単位)	-25単位	×70/100		×70/100		-12単位			病院療養病床療養環境減算(Ⅰ) -25単位	-12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位	
		a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>												要介護2 (781 単位)
		要介護3 (1,019 単位)												
		要介護4 (1,120 単位)												
		要介護5 (1,211 単位)												
		要介護1 (782 単位)												
	(二) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護<6:1>介護<5:1>	b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>												要介護2 (892 単位)
		要介護3 (1,130 単位)												
		要介護4 (1,231 単位)												
		要介護5 (1,322 単位)												
		要介護1 (611 単位)												
		要介護2 (720 単位)												
(三) 療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護<6:1>介護<6:1>	a.療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <従来型個室>	要介護3 (880 単位)												
	要介護4 (1,036 単位)													
	要介護5 (1,078 単位)													
	要介護1 (722 単位)													
	b.療養型介護療養施設サービス費(Ⅲ) <多床室>	要介護2 (831 単位)												
	要介護3 (991 単位)													
(2) 療養型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	要介護4 (1,147 単位)	×70/100		×90/100		×90/100				病院療養病床療養環境減算(Ⅱ) -85単位	-12単位	夜間勤務等看護(Ⅱ) +14単位	
		要介護5 (1,189 単位)												
		要介護1 (581 単位)												
		要介護2 (692 単位)												
		要介護3 (843 単位)												
		要介護4 (1,000 単位)												
	(二) 療養型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>	要介護5 (1,041 単位)												
		要介護1 (692 単位)												
		要介護2 (803 単位)												
		要介護3 (954 単位)												
		要介護4 (1,111 単位)												
		要介護5 (1,152 単位)												
(3) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(1日につき)	(一) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要介護1 (671 単位)	×70/100		×90/100		×90/100				病院療養病床療養環境減算(Ⅲ) -115単位		夜間勤務等看護(Ⅲ) +7単位	
		要介護2 (781 単位)												
		要介護3 (889 単位)												
		要介護4 (980 単位)												
		要介護5 (1,071 単位)												
		要介護1 (782 単位)												
	(二) ユニット型療養型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型標準個室>	要介護2 (892 単位)												
		要介護3 (1,000 単位)												
		要介護4 (1,091 単位)												
		要介護5 (1,182 単位)												
		要介護1 (785 単位)												
		要介護2 (895 単位)												
注 身体拘束廃止未実施減算 (1日につき 5単位を減算)														
注 外泊時費用			入院患者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定											
注 試行的退院サービス費			入院患者に対して居室における試行的退院を認めた場合、1月につき6日を限度として1日につき800単位を算定 ((2)の基本単価に限る。)											
注 他科受診時費用			入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定											
(4) 初期加算 (1日につき +30単位)														
(5) 退院時指導等加算	(一) 退院時指導加算	a.退院前夜訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)	注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合											
		b.退院時指導加算 (400単位)												
		c.退院時情報提供加算 (500単位)												
		d.退院前連携加算 (500単位)												
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)	注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合												
注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合														
(6) 栄養管理体加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)													
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)													
(7) 栄養マネジメント加算 (1日につき 12単位を加算)														
(8) 経口移行加算 (1日につき 28単位を加算)														
(9) 経口維持加算(1日につき)	(1) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)													
	(2) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)													
(10) 療養食加算 (1日につき 23単位を加算)														
(11) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき 10単位を加算)														
(12) 特定診療費														

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
夜間勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

ハ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護療養施設サービス

基本部分				注						
				入院患者の数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	介護支援専門員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合
(1) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護(3:1)介護(6:1)	a認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1(1,005単位)	×70/100	×70/100	×90/100	×90/100	×90/100	
			要介護2(1,072単位)							
		要介護3(1,139単位)								
		要介護4(1,207単位)								
		要介護5(1,274単位)								
	(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護(4:1)介護(4:1)	a認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1(1,116単位)							
		要介護2(1,183単位)								
	一般病院	(一) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) 看護(3:1)介護(6:1)	b認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護3(1,250単位)						
			要介護4(1,318単位)							
		要介護5(1,385単位)								
		(二) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) 看護(4:1)介護(4:1)	a認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>	要介護1(947単位)						
			要介護2(1,018単位)							
	(三) 認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅲ) 看護(4:1)介護(5:1)	b認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護3(1,199単位)							
		要介護4(1,270単位)								
	(2) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(1日につき)	大学病院等	(一) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <従来型個室>	a認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <従来型個室>						
要介護2(987単位)										
(二) 認知症疾患型経過型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <多床室>			b認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <多床室>	要介護3(1,055単位)						
			要介護4(1,124単位)							
(3) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(1日につき)			一般病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	aユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護5(1,192単位)				
	要介護1(1,119単位)									
	(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型標準室>	bユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型標準室>		要介護2(1,186単位)						
		要介護3(1,253単位)								
	(4) 初期加算(1日につき+30単位)	大学病院等		(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	aユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護4(1,321単位)				
要介護5(1,388単位)										
(二) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅱ) <ユニット型標準室>			bユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型標準室>	要介護1(1,119単位)						
			要介護2(1,186単位)							
(5) 遠院時指導等加算(1日につき+30単位)			一般病院	(一) 遠院時指導等加算	a遠院前後訪問指導加算 (入院中1回(又は2回)、退院後1回を限度に、460単位を算定)	要介護3(1,253単位)				
	要介護4(1,321単位)									
	(二) 老人訪問看護指示加算 (入院患者1人につき1回を限度として300単位算定)	b遠院時指導加算 (400単位)		要介護5(1,388単位)						
		c遠院時情報提供加算 (500単位)		要介護1(1,119単位)						
	(6) 栄養管理体制加算(1日につき12単位を算定)	大学病院等		(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき12単位を算定)	d遠院前連携加算 (500単位)	要介護2(1,186単位)				
要介護3(1,253単位)										
(二) 栄養士配置加算 (1日につき10単位を算定)			aユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護4(1,321単位)						
			要介護5(1,388単位)							
(7) 栄養マネジメント加算(1日につき12単位を算定)			一般病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(Ⅰ) <ユニット型個室>	bユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型標準室>	要介護1(1,061単位)				
	要介護2(1,132単位)									
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき10単位を算定)	cユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>		要介護3(1,202単位)						
		要介護4(1,273単位)								
	(8) 経口移行加算(1日につき28単位を算定)	大学病院等		(一) 経口移行加算	dユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型標準室>	要介護5(1,343単位)				
要介護1(1,061単位)										
(二) 経口維持加算(1日につき5単位を算定)			eユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(i) <ユニット型個室>	要介護2(1,132単位)						
			要介護3(1,202単位)							
(9) 経口維持加算(1日につき28単位を算定)			一般病院	(一) 経口維持加算(Ⅰ) (28単位)	fユニット型認知症疾患型介護療養施設サービス費(ii) <ユニット型標準室>	要介護4(1,273単位)				
	要介護5(1,343単位)									
	(二) 経口維持加算(Ⅱ) (5単位)	要介護1(1,061単位)								
		要介護2(1,132単位)								
	(10) 療養食加算(1日につき23単位を算定)	大学病院等		(一) 療養食加算	要介護3(1,202単位)					
要介護4(1,273単位)										
(二) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき10単位を算定)			要介護5(1,343単位)							
			要介護1(1,061単位)							
(11) 在宅復帰支援機能加算(1日につき10単位を算定)			一般病院	(一) 在宅復帰支援機能加算	要介護2(1,132単位)					
	要介護3(1,202単位)									
	(二) 在宅復帰支援機能加算 (1日につき10単位を算定)	要介護4(1,273単位)								
		要介護5(1,343単位)								
	(12) 特定診療費	大学病院等		(一) 特定診療費	要介護1(1,061単位)					
要介護2(1,132単位)										
(二) 特定診療費			要介護3(1,202単位)							
			要介護4(1,273単位)							
(13) 特定診療費			一般病院	(一) 特定診療費	要介護5(1,343単位)					
	要介護1(1,061単位)									
	(二) 特定診療費	要介護2(1,132単位)								
		要介護3(1,202単位)								

入院患者に対して居室における外泊を認めた場合、1月に6日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定
入院患者に対して、専門的な診療が必要になり、他医療機関において診療が行われた場合、1月に4日を限度として所定単位数に代えて1日につき444単位を算定

注 入院患者及びその家族等に対して退院後の療養上の指導を行った場合
注 退院後の主治医に対して診療情報を提供した場合
注 居宅介護支援事業者と退院前から連携し、情報提供とサービス調整を行った場合

介護報酬の算定構造

介護予防サービス

I 指定介護予防サービス介護給付費単位数の算定構造

- 1 介護予防訪問介護費
- 2 介護予防訪問入浴介護費
- 3 介護予防訪問看護費
- 4 介護予防訪問リハビリテーション費
- 5 介護予防居宅療養管理指導費
- 6 介護予防通所介護費
- 7 介護予防通所リハビリテーション費
- 8 介護予防短期入所生活介護費
- 9 介護予防短期入所療養介護費
 - イ 介護老人保健施設における介護予防短期入所療養介護費
 - ロ 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ハ 療養病床を有する診療所における介護予防短期入所療養介護費
 - ニ 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費
 - ホ 基準適合診療所における介護予防短期入所療養介護費
- 10 介護予防特定施設入居者生活介護費
- 11 介護予防福祉用具貸与費

II 指定介護予防支援介護給付費単位数の算定構造

- 介護予防支援費

口 療養病床を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分		注						注	注	注	注	
		夜勤を行う職員の勤務条件基準を満たさない場合	利用者の数及び入院患者の数の合計が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準を満たさない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	施設基準の区分による療養環境減算	医師の配置について医療法施行規則第49条の規定が適用されている場合	夜勤を行う職員の勤務条件に関する基準の区分による加算	利用者に対し送迎を行う場合
(1) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (534 単位)	-25単位	$\times 70/100$	又は	-12単位	$\times 97/100$	病院療養病床療養環境減算(Ⅰ) -25単位	-12単位	夜間勤務等看護(Ⅰ) +23単位	利用者につき +184単位	
		要支援2 (667 単位)										
	b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (618 単位)										
		要支援2 (772 単位)										
	(二) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) 看護<6.1> 介護<4.1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>										要支援1 (498 単位)
		要支援2 (622 単位)										
	b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (582 単位)										
		要支援2 (727 単位)										
	(三) 病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅲ) 看護<6.1> 介護<5.1>	a.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅰ) <従来型個室>										要支援1 (473 単位)
要支援2 (591 単位)												
b.病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(ⅱ) <多床室>	要支援1 (557 単位)											
	要支援2 (696 単位)											
(2) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <従来型個室>	要支援1 (534 単位)										
	要支援2 (667 単位)											
(二) 病院療養病床経過型介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <多床室>	要支援1 (618 単位)											
要支援2 (772 単位)												
(3) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(1日につき)	(一) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅰ) <ユニット型個室>	要支援1 (625 単位)										
	要支援2 (781 単位)											
(二) ユニット型病院療養病床介護予防短期入所療養介護費(Ⅱ) <ユニット型準個室>	要支援1 (625 単位)											
要支援2 (781 単位)												
(4) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)											
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)											
(5) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)											
(6) 特定診療費												

※ 医師の人員配置減算を適用する場合には、医師経過措置減算を適用しない。
 ※ 夜勤勤務条件減算を適用する場合には、夜間勤務等看護加算を適用しない。

二 老人性認知症疾患療養病棟を有する病院における介護予防短期入所療養介護費

基本部分			注					注	注
			利用者の数及び入院患者の数の合計数が入院患者の定員を超える場合	看護・介護職員の員数が基準に満たない場合 又は	看護師が基準に定められた看護職員の員数に20/100を乗じて得た数未満の場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもので、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	僻地の医師確保計画を届出たもの以外で、医師の数が基準に定められた医師の員数に60/100を乗じて得た数未満である場合 又は	常勤のユニットリーダーをユニット毎に配置していない等ユニットケアにおける体制が未整備である場合	利用者に対して送迎を行う場合
(1) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (I) 看護<3:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (833 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援2 (993 単位)					
		(二) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (II) <一般病院> 看護<4:1> 介護<4:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (766 単位)					
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援2 (934 単位)					
		(三) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (III) <一般病院> 看護<4:1> 介護<5:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (743 単位)					
			b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援2 (906 単位)					
	(四) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (IV) <一般病院> 看護<4:1> 介護<6:1>	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (827 単位)						
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援2 (1,011 単位)						
	(五) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (V) <一般病院> 経過措置型	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (730 単位)						
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援2 (890 単位)						
	(六) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (VI) <一般病院> 経過措置型	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (814 単位)						
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援2 (995 単位)						
	(七) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (VII) <一般病院> 経過措置型	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (668 単位)						
		b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援2 (828 単位)						
	(八) 認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (VIII) <一般病院> 経過措置型	a.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (779 単位)						
b.認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>		要支援2 (933 単位)							
(2) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	(一) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (I) <従来型個室>	a.認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (570 単位)	×70/100	×90/100	×90/100			
		b.認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援2 (730 単位)						
(二) 認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費 (II) <多床室>	a.認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(i) <従来型個室>	要支援1 (654 単位)							
	b.認知症疾患型経過型介護予防短期入所療養介護費(ii) <多床室>	要支援2 (835 単位)							
(3) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (1日につき)	大学病院	(一) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (I)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (946 単位)	×70/100	×90/100	×90/100		
			b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要支援2 (1,101 単位)					
	一般病院	(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (II)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (946 単位)					
			b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要支援2 (1,101 単位)					
(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (II)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (857 単位)							
	b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要支援2 (1,048 単位)							
(二) ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費 (II)	a.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(i) <ユニット型個室>	要支援1 (857 単位)							
	b.ユニット型認知症疾患型介護予防短期入所療養介護費(ii) <ユニット型準個室>	要支援2 (1,048 単位)							
(4) 栄養管理体制加算	(一) 管理栄養士配置加算 (1日につき 12単位を加算)								
	(二) 栄養士配置加算 (1日につき 10単位を加算)								
(5) 療養食加算	(1日につき 23単位を加算)								
(6) 特定診療費									

特定診療費は、支給限度額管理の対象外の算定項目